

重要事項説明書
(介護老人保健施設なでしこ)(ユニット型)

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

事業者の名称	医療法人松栄会
施設の名称	介護老人保健施設なでしこ
開設年月日	平成23年4月5日
所在地	熊毛郡平生町大字平生村895番地
管理者名	小幡 雅則
電話番号	0820-57-3800
ファックス番号	0820-56-8181

(2) 介護老人保健施設の目的

- ①介護老人保健施設なでしこ(以下施設という)は一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入所前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、その有する能力に応じて自律した日常生活を営むことが出来るように支援するための適切な施設サービスを提供することを目的とします。
- ②施設はユニット型施設としての特性を生かしたケアを実施し、明るく家庭的な雰囲気と地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。また、市町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携をとります。

(3) 施設設備等

- ア ユニット
イ 診察室
ウ 機能訓練室
エ 浴室
オ サブステーション
カ 調理室
キ 洗濯室
ク 汚物処理室

(4) ユニット

- ア ひとつの療養室の定員は1名とする。(ユニット数 8ユニット)
イ 療養室はいずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に接近して一体的に構成する。
ウ ひとつの療養室の面積は13.2平方メートル以上とする。
エ 療養室に寝台又はこれに代わる設備を備える。
オ ナースコール設備を有する。

(5) 共同生活室

- ア 共同生活室はいずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形態とする。
イ ひとつの共同生活室の床面積は2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入所定員を乗じて得た面積以上とする。

(6) 機能訓練室は1平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上とし、必要な機械、器具を備える。

(7) 浴室は身体の不自由な者、要介護者が入所するのに適したものとし、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者に適した特別浴槽を設置する。

(8) その他

- ア 施設の構造は耐火建築物とする。
イ 療養室からの避難に支障がないよう各方向に避難経路を有する。
ウ 廊下に手すりを設置する。
エ 廊下の幅は2.60メートルとし、中廊下の場合は2.72メートルとする。
オ 常夜灯を設置する。
カ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を備える。

2 施設サービス計画

- ①介護支援専門員が、利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で介護老人保健施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
- ②必要に応じて、施設サービス計画を変更します。
- ③施設サービス計画の作成及び変更に際しては、その内容を入居者及び家族に説明し同意を得るとともに交付致します。

3 職員の体制

	常勤	非常勤	(夜勤)	合計	業 務 内 容
医師	1			1	医学的管理
薬剤師	1			1	調剤及び薬学的管理
看護職員	10	3	(4)	13	医学的管理に基づく看護
介護職員	23	6		29	介護に関する全般
支援相談員	4			4	利用者及び家族等との相談・指導等
理学療法士	2			2	リハビリテーション
作業療法士	3			3	リハビリテーション
栄養士	3			3	栄養管理及び食品の安全衛生管理
調理員	3	5		8	調理に関する全般
介護支援専門員	1			1	施設ケアプランの作成
事務職員他	2			2	施設内の庶務・総務・環境整備等
合 計	53	14	(4)	67	

(2) 入所定員等

・定員 80名 (1ユニット10名 全8ユニット)

	個室	合 計
療養室	80	80人

4 サービスの内容

- ①施設サービス計画の立案
- ②食事
- ③入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。)
- ④医学的管理・看護
- ⑤介護 (退所時の支援も行います。)
- ⑥機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑦支援相談サービス
- ⑧理美容サービス

5 利用料金

- (1) 施設利用料 (介護保険では要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。利用料は、介護保険負担割合証に記載されている割合(1割、2割又は3割)を負担いただきます。以下は、1割負担の方の1日当たりの自己負担分です。)

[個 室]

・要介護 1	802円	・要介護 4	968円
・要介護 2	848円	・要介護 5	1018円
・要介護 3	913円		

- *ただし、入所後30日に限って、上記金額に1日30円加算されます。
- *夜勤職員配置加算として上記金額に1日24円加算されます。
- *短期集中リハビリテーション実施加算として1日200円(週3回程度)入所後3ヶ月間のみ料金が加算されます。
- *入所前後訪問指導加算として450円入所月に加算されます。
- *退所時情報提供加算として(Ⅰ)500円、(Ⅱ)250円が退所月に加算されます。
- *協力医療機関連携加算として1ヶ月100円(令和7年3月31日まで)1ヶ月50円(令和7年4月1日以降)加算されます。
- *サービス提供体制強化加算として上記金額に1日18円加算されます。
- *外泊された場合、初日と最終日以外は上記料金に代えて1日362円となります。
- *介護職員等処遇改善加算として介護報酬総単位数×7.5%の料金が加算されます。

(2) 居住費及び食費

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や、生活保護を受けておられる方は居住費、食費の負担が軽減されますので、市町へ介護保険負担限度額認定の申請を行ってください。

なお、居住費及び食費について、負担限度額認定を受けておられる場合には、認定証に記載されている負担額となります。

①所得等による段階別対象者(世帯全員が市町村民税非課税者である事が原則)

利用者負担段階	対 象 者
第1段階	・本人、世帯全員が市町村民税非課税の方で、老齢福祉年金受給者、・生活保護受給者。
第2段階	・本人、世帯全員が市町村民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が年間80万円以下の方
第3段階①	・本人、世帯全員が市町村民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方
第3段階②	・本人、世帯全員が市町村民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が年間120万円を超える方
第4段階	・上記以外の方

※詳しくは本人住所地の市町(介護保険担当)へお問い合わせください。

②所得等による段階別対象者の居住費及び食費負担額(1日当たり)

利用者負担段階	居 住 費	食 費
	個 室	
第1段階	880円	300円
第2段階	880円	390円
第3段階①	1, 370円	650円
第3段階②	1, 370円	1, 360円

※第4段階(非該当)の方は施設で設定する金額となります。

(3) その他の利用料

- ①電気代 (個人専用の家電製品)1製品1日当たり50円
- ②理美容費 (御希望者のみ)男性1, 700円
女性1, 700円
- ③洗濯代 (1枚当たり) (ご希望者のみ)100円
- ④教養娯楽費 (参加ご希望者実費)
*趣味的活動に関する材料費 (クラブ活動的なもので参加自由)
*バスハイクに係る経費(自由参加)
◎梅園、桜、藤、紫陽花等の花見見物
◎公園、山、海、神社等の小旅行
- ⑤日用品費(入浴セット) 一式 150円

- ・毎月10日頃までに、前月分の請求書を発行しますので、当月中にお支払いください。
領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、預金口座振替、施設窓口での現金払い又は銀行振込のいずれかでお願いします。

6 協力医療機関等

- (1) 協力医療機関
 - ・名称 坂本病院
 - ・住所 柳井市余田3626-2
 - ・電話 0820-23-6800

 - ・名称 厚生連 周東総合病院
 - ・住所 柳井市古開作1000-1
 - ・電話 0820-22-3456
- (2) 協力歯科医療機関
 - ・名称 ときまさ歯科医院
 - ・住所 熊毛郡平生町堅ヶ浜777番地の4
 - ・電話 0820-57-0088

7 お客様苦情・相談窓口

- * 支援相談員 有光 由美
- 対応時間 8:30～17:00
- 電話 0820-57-3800
- 苦情受付機関
- ・平生町役場 熊毛郡平生町大字平生町210-1
電話 0820-56-7115
- ・柳井市役所 柳井市南町1-10-2
電話 0820-22-2111
- ・田布施町役場 熊毛郡田布施町大字下田布施3440-1
電話 0820-52-5809
- ・上関町役場 熊毛郡上関町大字長島503
電話 0820-62-1777
- ・山口県国保連合会 山口市朝田1980番地7
電話 083-995-1010

8 施設利用に当たっての留意事項

- ① 面会
 - ・ 出来得る限り営業時間内での対応をお願いすると共に来設時は面会簿に記入の上、訪室してください。
- ② 外出・外泊
 - ・ ご利用の際は各サブステーションで外出、外泊届に記入をお願いします。
 - ・ 施設内での使用は厳禁です。
- ③ 火気の取扱い
- ④ 設備・備品の利用
 - ・ 利用時は事務所へ連絡の上、安全に注意しご利用されますと共に返却時は利用時と同様に事務所までお届けください。
- ⑤ 所持品・備品等の持ち込み
 - ・ 紛失防止のため、必ずお名前(名札)を付けて下さるようお願いします。
- ⑥ 金銭・貴重品の管理
 - ・ 持ち込まないようお願いします。必要な場合は家族で対応してください。
- ⑦ 外泊時等の施設外での受診
 - ・ 受診が必要な場合は坂本病院までご連絡の上、来院して下さい。
- ⑧ 宗教活動
 - ・ 禁止させていただきます。
- ⑨ ペットの持ち込み
 - ・ 衛生上の問題もあり、禁止させていただきます。
- ⑩ その他
 - ・ 利用上ご不明な点があれば、事務所までお尋ねください。

9 非常災害対策

- (1) 非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、消火設備その他必要な設備を設け定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- (2) 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報、連携体制について定期的に従業者に周知徹底します。
 - ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、煙感知器、報知機 など
 - ・ 防災訓練 年2回実施

10 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生又は再発することを防止するため、次の措置を講じます。

- ① 事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。(損害賠償、市町や入居者の家族への連絡等)
- ② 事故が発生したとき又はそれにいたる危険性がある事態が生じたときに、当事実が報告されその分析を通じた改善策を従業員に周知徹底できる体制を整備する。
- ③ 事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行う。

11 高齢者虐待防止について

高齢者虐待または再発を防止するため次の措置を講じます。

- ① 虐待が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された高齢者虐待の防止のための指針を整備する。(市町村、利用者の家族への連絡等)
- ② 虐待が発生した場合または、虐待を疑う事態が生じた時に、当事実が報告されその分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備する。
- ③ 高齢者虐待防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行う。

12 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、入居者の『営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、飲酒、喫煙』は禁止します。

13 その他

当施設については、パンフレットを用意してありますのでご請求ください。